

坂戸市地域防災計画の改定について

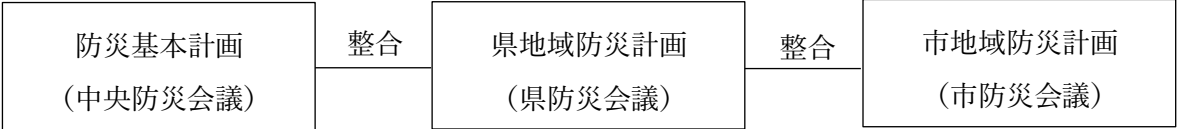
1 坂戸市地域防災計画について

坂戸市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、坂戸市防災会議が作成する計画である。市の地域に係る防災に関し、市、埼玉県、指定地方行政機関等が、その全機能を有効に発揮し、市民との協働により、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の災害対策を効果的に実施することで、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 改定の概要

(1) 改定の基本方針

本計画は、前回改定を行った令和 3 年度から 3 年の期間が経過しており、国の中央防災会議が作成する防災基本計画の見直しや埼玉県地域防災計画の修正を踏まえ、本計画の充実・強化を図るために、計画の構成及び内容について改定を行う。



(2) 主な改定事項

①構成の改定

毎年見直しを行う県地域防災計画の修正内容を、本計画により適切かつ迅速に反映させるため、本計画の構成を県地域防災計画の構成に合わせる。(「(資料 2) 構成比較図」参照)

②内容の改定

現行計画(令和 4 年 3 月)からの主な改定内容は以下のとおりである。

項目			改定内容
第 1 編	第 2 章	第 2 節 市水防協議会	坂戸市水防協議会に関する内容を追加
		第 3 節 防災機関等の役割	新たに締結した災害時応援協定を追加
		第 4 節 防災体制	坂戸市消防団管轄地区一覧の修正
第 2 編	第 2 章	第 5 節 情報の収集・共有・伝達体制の整備	安否不明者等の氏名等公表に関する内容を追加
		第 8 節 避難対策	避難施設の整理
		第 10 節 物資供給・輸送対策	・災害用井戸の整備に関する内容を追加 ・防災倉庫の確保に関する内容を追加
	第 5 章	北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置	北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応に関する内容を追加

第3編	第2章	第4節 応急対応力の強化	・越辺川・高麗川水害予防組合の解散に伴う修正 ・風水害時の配備体制に準警戒体制を追加 ・越辺川及び高麗川における水位観測所の修正
-----	-----	--------------	--

3 今後のスケジュール

(1) 令和6年11月～令和7年1月

本計画資料編の作成及び県への内容確認

(2) 令和6年12月6日～令和7年1月6日

市民コメントの実施

(3) 令和7年2月6日

第2回坂戸市防災会議の開催

(4) 令和7年3月中

県への報告及び公表